

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人おおつか福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- （3）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （5）報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

- 第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席、その他法人及び施設の運営に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 2 理事長には、前項の会議等への出席のほか、専決事項の執行等日常の職務執行の対価として月額報酬を支給する。
 - 3 監事には、第1項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
 - 5 第三者委員には、会議出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。

（報酬等の額の決定）

- 第4条 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 2 全理事の報酬総額は、年間5,000,000円以内とする。
 - 3 全監事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

- 4 役員等の報酬の額は、別表 1 に定めるとおりとする。
- 5 第三者委員の報酬の額は、別表 2 に基づき支払うものとする。

（報酬の支給日）

第 5 条 理事長の報酬等は、毎月 27 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 理事長を除く役員等に対しては、必要な都度、支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第 6 条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第 7 条 役員等の費用は、別表 3 に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公 表）

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補 則）

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 22 日（定款変更認可日）から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

役職名	報酬の額
理事長	月額 350,000円
評議員	会議等への出席の都度（1人一律 5,000円）
常勤役員	会議等への出席の都度（1人一律 5,000円） （職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会議等への出席の都度（1人一律 5,000円）
監 事	会議等への出席の都度、監査の都度（1人一律 5,000円）

別表 2

第三者委員	会議等出席の都度（1人一律 2,000円）
-------	-----------------------

別表 3

事 項	費用弁償額
県外出張	役員旅費規程に定める額
県内出張	役員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額